

令和7年4月9日

第2次佐野市地域公共交通計画作成業務委託に係る公募型プロポーザル
質問事項及び回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>実施要領の11(1)のスケジュールの8月の「中間報告」、10月の「報告」で、協議会へ報告する内容は、発注者様と受注者で協議・相談の上、決定するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>報告する内容を予め想定されている場合は、その内容をご教示ください。</p>	<p>8月の「中間報告」では、第2回までの分科会において決定した内容、10月の「報告」では、第3回までの分科会において決定した内容を協議会へ報告します。</p> <p>10月の「報告」の段階では、素案作成が概ね完了しているものと想定しています。</p> <p>また、協議会へ報告する内容は、分科会において決定するため現時点での想定はありません。</p>
2	<p>実施要領11(1)のスケジュールの、市様の中に記載の「策定委員会」とは、どのような構成・役割の組織でしょうか。</p>	<p>策定委員会の構成や役割は、「佐野市地域公共交通計画策定委員会設置要綱」にて定めています。</p> <p>※資料添付</p>
3	<p>実施要領11(2)の、「令和6年度佐野市新モビリティサービス事業計画策定業務委託」で整理された現況データ、市民アンケートの回答データは、Excel等のデータファイルをご提供または貸与して頂けると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>業務内容説明書10(3)で示す期間内において、希望があれば、Excel等のデータファイルを貸与します。</p>
4	<p>実施要領11(3)で、本業務では、パブコメを行った後に、計画(素案)の作成を行うものと理解しました。</p> <p>パブコメにはどのような段階のものを提示する想定でしょうか。</p> <p>(スケジュールでは、パブコメ前の協議会は10月が最終とされており、その後の間は大幅な内容の変更ができないものと理解しております。)</p>	<p>パブコメに提示するものは、10月に協議会へ報告した計画(素案)に策定委員会並びに庁議での意見を反映したものを想定しています。</p>
5	<p>様式第6号で、「配置予定技術者は必ず出席」とありますが、主任技術者、主担当技術者の両名が必ず出席するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務内容説明書13で示すプレゼンテーション及びヒアリング審査は、主任技術者及び主担当技術者の両名が必ず出席する必要があります。</p>